# 杉並区及び武蔵野市の災害時相互協力に関する協定

### (協定の趣旨)

第1条 隣接自治体である杉並区及び武蔵野市(以下「両自治体」という。)は、 両自治体の区域内において大規模な地震等の災害が発生した場合、それぞれの区域にかかわらず互いの区域内においても被災者を保護するとともに、両自治体が相互に協力し、応急対策及び復旧対策(以下「応急復旧」という。)を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

# (相互協力の内容)

- 第2条 この協定に基づく相互協力の内容は、次のとおりとする。
- (1) 両自治体の区域内における避難所等の運営
- (2) 被災者の救命、救助及び救出に必要な物資等の提供
- (3) 被災者を一時収容する施設、救援物資の集積場所等の提供
- (4) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 応急復旧に必要な車両、資機材等の提供
- (6) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 仮設住宅建設用地の確保
- (9) 前各号に掲げるもののほか、被災自治体から要請のあった事項

### (協力の要請)

第3条 被災した自治体(以下「被災自治体」という。)は、他方の自治体(以下「援助自治体」という。)に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、東京都防災行政無線等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### (経費の負担)

第4条 第2条の規定による相互協力に要した経費は、原則として被災自治体が負担することとし、災害復旧後、両自治体協議のうえ、速やかに精算するものとする。

#### (災害補償等)

第5条 第2条第4号の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。) がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、 援助自治体の負担とする。

2 派遣職員が応援業務中に第三者に損害を与えた場合は、被災自治体が賠償の責めを負うものとする。

# (情報交換)

第6条 両自治体は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力に関する連絡担当部署とし、防災対策等の情報を相互に交換するものとする。

## (有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに相互に何らかの意思表示もないときは、5年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

# (協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも同様とする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々 1通を保管する。

平成23年12月20日

所在地

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

代表者 杉並区長

田中

多

所在地

武蔵野市緑町二丁目2番28号

代表者 武蔵野市長

邑上守正